

自動車防災情報

交通安全テスト

次の問は、運転者として知っておくべきこと、守らなければならないこと
安全運転の方法などについて述べています。
正しいものには○を、誤りには×をつけて下さい。（1問10点・計100点）

図1



図2



問1	自転車で行った事故であっても、歩行者や自転車等と衝突して、相手が怪我をしているにもかかわらずその場を立ち去ると「ひき逃げ」となる。
問2	横断歩道を通る際、その手前に停止車両があるときは、徐行して通過しなければならない。
問3	図1の標識のある道路では、自動二輪車の二人乗りが禁止されている。
問4	踏切を通るときは、その左端に寄りながら通行するとよい。
問5	青色の矢印信号で右折を示している場合、自転車は進むことができない。
問6	シートベルトを着用しなければならないのは運転席と助手席に乗る人だけで、後部座席の人は、自分の意思で着用を決めればよい。
問7	図2の標識がある道路では、自動車は通行することができないが、自転車であれば通行することができる。
問8	車両総重量が11トンを超える車は、大型自動車に該当する。
問9	自転車は、歩道や路側帯と車道の区別された道路では、車道を走るのが原則である。
問10	高速道の路肩や路側帯は、車幅の狭い二輪車であれば走行しても問題ない。

【出典：月刊自動車管理】

《答え》

- 問1 ○ 道交法上、自転車は軽車両であり「車両」に該当するので、交通事故の際の救護義務が課されている。【法第72条第1項】
- 問2 × 横断歩道の手前で停止している車両の側方を通過するときは一時停止しなければならない。【法第38条第2項】
- 問3 ○ 「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」を示している。
- 問4 × 左端に寄って踏切を通過すると、脱輪する危険があるため、中央寄りを走行する。【教則第6章第1節】
- 問5 ○ 自転車を含む軽車両は、青色矢印信号で右折を示していても進むことはできない。【規則第4条第2項】
- 問6 × 後部座席の乗員もシートベルトの着用が義務づけられている。【法第71条の3第2項】
- 問7 × 図2の標識は「車両通行止め」である。自動車、原付、軽車両（自転車・リアカー・荷車等）は通行することができない。
- 問8 ○ 車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上の車両は、大型自動車に区分される。
- 問9 ○ 自転車は、歩道の区分のある道路では、車道を通行しなければならない。【法第17条第1項】
- 問10 × 二輪車であっても、高速道路の路肩や路側帯等を走行することは禁止されている。【教則第7章第2節】